

| 改正案 | 現行 |
|-------------|---|
| <p>(削る)</p> | <p>(法第八十条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第八十条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法を定めて有価証券市場を開設する場合の当該方法とする。</p> <p>一 競売の方法</p> <p>二 複数の証券会社若しくは外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下この条及び第八条第三号において「外国証券会社」という。）又は法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関が恒常的に売付け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負う方法</p> <p>三 電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う方法（法第二十九条第一項第三号又は外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号の業務の認可を受けて証券会社又は外国証券会社が行う業務の方法を除く。）</p> |

(免許申請書)

(免許申請書)

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」とい
う。）第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十二条
第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁
長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

第二条 (略)

第二条の二 (略)

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議
決権から除く議決権）

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次
に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同
して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断
に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの
拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会
社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号
を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したと
きは、証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法
律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社に委託して行つ

第二条 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十二
条第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融
庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

第二条の二 (略)

第二条の三 (略)

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議
決権から除く議決権）

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次
に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同
して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断
に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの
拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会
社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号
を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したと
きは、証券会社又は外国証券会社に委託して行つた場合に限る。
）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、

た場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第百三条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(証券取引所持株式会社の子会社の認可申請)

第九条の十三 第二条の二の規定は、法第百六条の二十四ただし書の規定による証券取引所持株式会社の子会社の認可申請について準用する。

(会員等への通知及び公表)

第二十条 証券取引所は、法第百十六条の規定による通知及び公表を行おうとするときは、別表第一に定める事項を、その業務規程に定める方法により、その会員等に通知し、公表しなければならない。

(金融庁長官への報告)

第二十一条 証券取引所は、法第百十七条の規定による報告を行おうとするときは、別表第一及び別表第二に定める事項を、その業務規程に定める方法により、金融庁長官に報告しなければならない。

(認可を要する受託契約準則に係る事項)

又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第百三条第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(証券取引所持株式会社の子会社の認可申請)

第九条の十三 第二条の三の規定は、法第百六条の二十四ただし書の規定による証券取引所持株式会社の子会社の認可申請について準用する。

(会員等への通知及び公表)

第二十条 証券取引所は、法第百二十二条の規定による通知及び公表を行おうとするときは、別表第一に定める事項を、その業務規程に定める方法により、その会員等に通知し、公表しなければならない。

(金融庁長官への報告)

第二十一条 証券取引所は、法第百二十三条の規定による報告を行おうとするときは、別表第一及び別表第二に定める事項を、その業務規程に定める方法により、金融庁長官に報告しなければならない。

(認可を要する受託契約準則に係る事項)

第二十二條 法第百十九條第二項各号に掲げる事項については、その細則を受託契約準則以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第百四十九條第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならぬ。

2 (略)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第二十六條の二 法第百四十條第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第二條に掲げる電磁的記録とする。

(届出書の提出先等)

第三十一條 法第百三條第三項、第百六條の三第三項及び第五項(これらの規定を法第百六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六條の八第二項(法第百六條の二十二第二項及び第百六條の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第百六條の十四第三項、第百九條、第百十條第一項、第百十二條第一項、第百十四條、第百三十四條第二項並びに第百三十五條第二項の規定による届出は、金融庁長官に届け出るものとする。

2 法第八十二條第一項、第八十七條の二の二第一項、第百一條の十一第二項、第百三條第三項、第百五條第一項若しくは第二項、第百六條の三第一項、第三項(法第百六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第四項ただし書若しくは第五項(法第百六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六條の八第二項

第二十二條 法第百三十條第二項各号に掲げる事項については、その細則を受託契約準則以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第百四十九條第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならぬ。

2 (略)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第二十六條の二 法第百四十條第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第二條の二に掲げる電磁的記録とする。

(届出書の提出先等)

第三十一條 法第百三條第三項、第百六條の三第三項及び第五項(これらの規定を法第百六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六條の八第二項(法第百六條の二十二第二項及び第百六條の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第百六條の十四第三項、第百九條、第百十條第一項、第百十二條第一項、第百十七條、第百三十四條第二項並びに第百三十五條第二項の規定による届出は、金融庁長官に届け出るものとする。

2 法第八十二條第一項、第八十七條の二の二第一項、第百一條の十一第二項、第百三條第三項、第百五條第一項若しくは第二項、第百六條の三第一項、第三項(法第百六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第四項ただし書若しくは第五項(法第百六條の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六條の八第二項

（法第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の二十四ただし書、第百九条、第百十条第二項若しくは第三項、第百十二条第二項若しくは第三項、第百十四条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百四十条第二項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百八十八条の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所若しくは本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

別表第一（第二十条、第二十一条関係）

| | | |
|--|---|--|
| 通知、公表又は報告すべき場合 | 通知、公表及び報告事項 | 注意事項 |
| その開設する取引 所有価証券市場に おいて会員等が上 場株券等（法第七 十九条の二第七号 | 一 有価証券の種類 及び銘柄 二 会員等がなした 注文に係る売り又は 買いの別 | 会員等からの注文 の受付をした後直ち に会員等に通知する こと。ただし、電子 情報処理組織の異常 |

（法第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十一第一項、第百六条の十四第三項、第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の二十四ただし書、第百九条、第百十条、第百十二条、第百十条第二項、第百十二条第二項、第百十七条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百四十条第二項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百八十八条の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所若しくは本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

別表第一（第二十条、第二十一条関係）

| | |
|--|--|
| 通知、公表及び報告事項 | 注意事項 |
| 一 総取引高 二 株券は、銘柄別に、 売買取 立価格（最高価格、最低価格 及び最終価格）及び数量 三 出資証券、新株引受権証券 | 一 総取引高は、有価証券の種 類ごとに区分し、有価証券の 売買、有価証券先物取引、有 価証券指数等先物取引又は有 価証券オプション取引（以下 |

| | |
|---|---|
| <p>その取引所有価証券市場において上場株券等の売買が成立した場合</p> | <p>に規定する上場株券等をいう。以下同じ。）の売買に係る注文（会員等が自己の計算においてなした売付け又は買付けの申込みを含む。）をした場合（当該注文に係る有価証券の売買が当該注文の受付により直ちに成立するものその他他の者が当該注文に応じる余地がないものを除く。）</p> |
| <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 当該銘柄の当該売買成立時点における当日の最高価</p> | <p>三 会員等がなした注文に係る価格及び当該価格ごとの売り又は買い別の数量</p> |
| <p>一 当該証券取引所の業務規程に規定する売買立会により成立した売買に係るものについて</p> | <p>及び保守点検並びに通知、公表又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに会員等に通知すれば足りる。</p> |
| <p>五 有価証券先物取引は、銘柄別に、取引成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> | <p>、「新株予約権証券、日経三百株指数連動型上場投資信託の受益証券その他これらに準ずる有価証券として当該証券取引所が業務規程に定めるもの（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> |
| <p>九 有価証券オプション取引の</p> | <p>「有価証券の売買等」という。）ごとに小計を付した上合計すること。 二 有価証券はその種類ごとに区分すること。 三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。 四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知、公表及び報告すること。 五 債券等の発行価格は、毎月一回通知、公表及び報告すること。 六 有価証券の売買等の種類ごとに区分すること。 七 有価証券先物取引の場合にあつては、受渡期日又は取引最終日ごとに区分すること。 八 有価証券指数等先物取引の場合にあつては、取引最終日ごとに区分すること。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>毎日</p> | |
| <p>一 総取引高 二 株券は、銘柄別に、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量 三 出資証券、新株引受権証券、新株</p> | <p>格、最低価格及び最終価格 三 当該銘柄の当該売買成立時点における売買高</p> |
| <p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、有価証券の売買、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以</p> | <p>直ちに会員等に通ずること。 二 電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに通知、公表又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに会員等に通知すること。</p> |
| | <p>六 有価証券指数等先物取引は、銘柄別に、取引成立約定指数（最高約定指数、最低約定指数及び最終約定指数）及び数量 七 有価証券オプション取引は、銘柄別に、成立した取引に係る対価の額（最高の対価の額、最低の対価の額及び最終の対価の額）及び数量</p> |
| <p>十一 有価証券オプション取引の対価の額は、証券取引所が定める取引単位当たりの対価の額とし、証券取引所が対価の額の表示方法を業務規程に定めている場合には、当該表</p> | <p>場合にあつては、取引最終日、オプションの種類及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。）が同一であるものごとに区分すること。 十 毎日の最高及び最低の価格、約定指数及び対価の額（以下「価格等」という。）は、その日に成立した最高及び最低の価格等を通知、公表及び報告すること。</p> |

- 予約権証券、日経
 三百株価指数連動
 型上場投資信託の
 受益証券その他こ
 れらに準ずる有価
 証券として当該証
 券取引所が業務規
 程に定めるもの（
 以下「出資証券等
 」という。）は、
 銘柄別に、額面金
 額、売買成立価格
 （最高価格、最低
 価格及び最終価格
 ）及び数量
- 四 国債証券、地方
 債証券、特殊債券
 、社債券、外国証
 券その他これらに
 準ずる有価証券と
 して当該証券取引
 所が業務規程に定
 めるもの（以下「
- 下「有価証券の売
 買等」という。）
 ごとに小計を付し
 た上合計すること
 である。
- 二 有価証券はその
 種類ごとに区分す
 ること。
- 三 株券の配列は、
 産業部門ごとに区
 分すること。
- 四 出資証券等の額
 面金額は、毎月一
 回額面五十円以外
 のものにつき通知
 、公表及び報告す
 ることで足りる。
- 五 債券等の発行価
 格は、毎月一回通
 知、公表及び報告
 することである。
- 六 有価証券の売買

示方法によること。

債券等」という。
（は、銘柄別に、

発行価格、売買成
立価格（最高価格
、最低価格及び最
終価格）及び数量

五 有価証券先物取
引は、銘柄別に、
取引成立価格（最
高価格、最低価格
及び最終価格）及
び数量

六 有価証券指数等
先物取引は、銘柄
別に、取引成立約
定指数（最高約定
指数、最低約定指
数及び最終約定指
数）及び数量

七 有価証券オプシ
ョン取引は、銘柄
別に、成立した取
引に係る対価の額

等の種類ごとに区
分すること。

七 有価証券先物取
引の場合にあつて
は、受渡期日又は
取引最終日ごとに
区分すること。

八 有価証券指数等
先物取引の場合に
あつては、取引最
終日ごとに区分す
ること。

九 有価証券オプシ
ョン取引の場合に
あつては、取引最
終日、オプション
の種類及び権利行
使価格（当事者の
一方の意思表示に
より成立する取引
に係る価格又は有
価証券指数をいう
。）が同一である

(最高の対価の額、最低の対価の額、及び最終の対価の額)及び数量

ものごとに区分すること。

十 毎日の最高及び最低の価格、約定指数及び対価の額(以下「価格等」という。)は、その日に成立した最高及び最低の価格等を通知、公表及び報告すること。ただし、株券については、業務規程に規定する午前立会並びに午前立会及び午後立会において成立した最高、最低及び最終価格を直ちに通知、公表及び報告すること。

十一 有価証券オプション取引の対価

の額は、証券取引
所が定める取引単
位当たりの対価の
額とし、証券取引
所が対価の額の表
示方法を業務規程
に定めている場合
には、当該表示方
法によること。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（禁止行為）</p> <p>第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）、有価証券店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。次号において同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>二 （略）</p> <p>三 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させることとなることを知りながら、当該上場有価証券等に係る買付け若しく</p> | <p>（禁止行為）</p> <p>第四条 法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）、有価証券店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。次号において同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>二 （略）</p> <p>三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価</p> |

は売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為（令第十五条の七の委託等（同号に規定する委託等をいう。以下同じ）を受ける行為を除く。）

四・五（略）

六 令第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この条において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券をい

証券の売買取引（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は上場有価証券店頭指数等（法第五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）若しくは店頭売買有価証券店頭指数等（同条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十条第十号において同じ。）（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは一連の有価証券の売買取引の委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。）をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等（同号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為

四・五（略）

六 令第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この条において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券をい

う。以下同じ。) 以外の優先出資証券を除く。) の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。)) 又は売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。)) の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、優先出資証券又は投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資証券をいう。次号において同じ。)) で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券(法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。)) に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イゝホ (略)

七ゝ九 (略)

十 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買(オプション(オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下この条及び次条において同じ。)) が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。)、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引をする行為(取引一任契約に基

う。以下同じ。) 以外の優先出資証券を除く。) の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。)) 又は売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。)) の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、優先出資証券又は投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資証券をいう。次号において同じ。)) で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。)) に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イゝホ (略)

七ゝ九 (略)

十 法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買(オプションが行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。)、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引をする行為(取引一任契約に基づきこれらの取引をする行為を含む。))

づきこれらの取引をする行為を含む。）

十一～十五 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令第二十一条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

九 (略)

十一～十五 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令第二十一条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

九 (略)

十 第四条第三号に掲げる行為を防止するための売買管理が十分でないとして認められる状況

十一～十五 (略)

(最良執行方針等の公表方法等)

第十條の二 法第四十三條の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、証券会社の本店において最良執行方針等(法第四十三條の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下同じ。)を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 証券会社が、その営業所その他の場所(その本店を除く。以下この号において「営業所等」という。)において有価証券取引(法第四十三條の二第一項に規定する有価証券取引をいう。以下この条において同じ。)に関する顧客の注文(以下この項において「顧客の注文」という。)を受けるときは、顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 証券会社が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと(以下この号において「自動送信」という。)により顧客の注文を受ける場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く

十 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないとして認められる状況

十一～十五 (略)

(新設)

。) 最良執行方針等を自動送信する方法

2 | 証券会社は、法第四十三条の二第四項の規定により交付する書面には、最良執行方針等を記載しなければならない。

3 | 法第四十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める期間は、三ヶ月間とする。

4 | 法第四十三条の二第五項に規定する最良執行方針等に従つて執行された旨を説明した書面（以下この条において「最良執行説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 | 注文に係る有価証券取引の銘柄、数量、売り又は買いの別

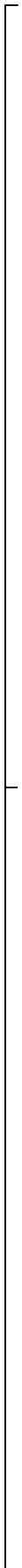
二 | 受注日時

三 | 約定日時及び執行した有価証券市場その他執行の方法

5 | 法第四十三条の二第五項の規定により最良執行説明書を交付しようとする証券会社は、顧客から求められた日より二十日以内に当該顧客に交付しなければならない。

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（参照方式による有価証券届出書） 第六条の三（略） 2・3（略） 4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。 一 当該発行者が、本邦において有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額が百億円以上であること。 二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたものいづれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに關し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいづれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。</p> | <p>（参照方式による有価証券届出書） 第六条の三（略） 2・3（略） 4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。 一 当該発行者が、本邦において有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額が百億円以上であること。 二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたものいづれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第四項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに關し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいづれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。</p> |



| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十九 (略)</p> <p>三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（<u>法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。</u>）である場合に於ては、一の証券業協会が公表する一日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。</p> <p>三十一 (略)</p> <p>(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)</p> <p>第十四条の十六 (略)</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。</p> <p>一 次のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>イ (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十九 (略)</p> <p>三十 算式表示 有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（<u>法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。</u>）である場合に於ては、一の証券業協会が公表する一日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。</p> <p>三十一 (略)</p> <p>(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)</p> <p>第十四条の十六 (略)</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。</p> <p>一 次のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>イ (略)</p> |

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第二十八条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二・三（略）

3
〜
8（略）

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ（略）

二・三（略）

3
〜
8（略）

○ 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第十号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定めることとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 令第二十八条の二第十二号に掲げる事実 法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権を表示する証書又は優先株（利益の配当に關し優先的内容を有する種類の株式をいう。以下この号において同じ。）に係る取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。）が生じたこと。</p> | <p>（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第二条 法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定めることとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(店頭売買有価証券市場での売買等に係る報告)</p> <p>第三条 協会員（店頭売買有価証券市場を開設する協会及び取扱有価証券の売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じない協会の協会員に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、法第七十九条の二第一号から第八号までに掲げる事項について報告（以下この条において「報告」という。）を行おうとするときは、別表一に従って報告しなければならない。</p> <p>2 協会員は、その所属する協会に登録されていない店頭売買有価証券及びその所属する協会が売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じる取扱有価証券については、報告を行うことを要しない。</p> <p>第三条の二 削除</p> | <p>(店頭売買有価証券市場での売買等に係る報告)</p> <p>第三条 協会員（店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。以下この条及び第四条において同じ。）は、法第七十九条の二第一号から第四号までに掲げる事項について報告（以下この条において「報告」という。）を行おうとするときは、その所属する協会の定める様式に同条に定める事項を記載し、当該協会に提出しなければならない。ただし、当該協会がその協会員に迅速な報告を行わせるためにその規則において指定する方法による場合は、この限りでない。</p> <p>2 協会員は、その所属する協会に登録されていない店頭売買有価証券については、報告を行うことを要しない。</p> <p>(取引所有価証券市場外での売買等に係る報告)</p> <p>第三条の二 法第七十九条の二第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 売買が成立した日時</p> <p>二 売り又は買いの別</p> <p>三 自己又は委託の別（当該協会員が自己の計算によって行った売</p> |

第四条 削除

買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。)

(売買が成立していない場合)

第四条 法第七十九条の二第二号に規定する自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合は、協会員が自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした後、午後三時現在(当該協会の所属する協会の業務時間が午後三時前に終了する場合にあつては、午前十一時現在。以下同じ。)において、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合とする。

2 法第七十九条の二第三号に規定する店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める場合は、協会員が店頭売買有価証券の売買の受託等をした後、午後三時現在において、当該受託等に係る売買が成立していない場合とする。

(協会員への通知及び公表)

第五条 協会は、法第七十九条の三の規定による通知及び公表を行う場合とするときは、当該協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表二に定める事項を、当該協会が売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じない取扱有価証券

(協会員への通知及び公表)

第五条 協会は、法第七十九条の三の規定による通知及び公表を行う場合とするときは、当該協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表一に定める事項を、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買については別表二に定める

の売買については別表三に定める事項を、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買については別表四に定める事項を、その規則の定める方法によりその協会員に通知し、公表しなければならない。

(金融庁長官への報告)

第六条 協会は、法第七十九条の四の規定による報告を行おうとするときは、当該協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表五に定める事項を、取扱有価証券の売買については別表六に定める事項を、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買については別表七に定める事項を、金融庁長官に報告しなければならない。

別表一(第三条関係)

| 報告すべき場合 | 報告事項 | 注意事項 |
|--|---|--|
| 一 自己の計算において行う店頭売買有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の | 一 有価証券の種類及び銘柄 二 売買成立価格及び数量 三 売買成立日時 | 一 その所属する協会の営業日の午前八時十分から午後五時の間に成立した売買については、売買成立後五分以内に報告すること |

事項を、その規則の定める方法によりその協会員に通知し、公表しなければならない。

(金融庁長官への報告)

第六条 協会は、法第七十九条の四の規定による報告を行おうとするときは、当該協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買については別表三に定める事項を、上場株券等の取引所有価証券市場外での売買については別表四に定める事項を、金融庁長官に報告しなければならない。

(新設)

売買が成立した
場合

と。

二| その所属する協
会|の|営業|日|の|午前
八|時|十分|以前|に|成
立|した|売買|につい
て|は、|午前|八|時|三
十|分|まで|に|報告|す
る|こと。

三| その所属する協
会|の|営業|日|の|午後
五|時|以降|及び|その
協|会|の|休業|日|に|売
買|が|成立|した|場合
に|は、|翌|営業|日|の
午|前|八|時|三十|分|ま
で|に|報告|すること

四| 電子情報処理組
織|の|異常|及び|保守
点|検|並び|に|報告|す
べき|事項|が|著|しく
急|激|に|増加|した|こ
と|その|他|や|む|を得

| | |
|---|---|
| | <p>二 自己の計算において店頭売買有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合</p> |
| | <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 申込みに係る売り又は買いの別 三 申込みに係る価格及び数量</p> |
| <p>ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに報告すること。</p> | <p>一 その所属する協会の営業日の午前八時から午前十一時及び午後零時五分から午後三時までの間になした申込みについて、直ちに報告すること。</p> <p>二 電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに報告すべき事項が著しく急激に増加したところその他やむを得ない事由がある場合においては、当</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| | <p>三 店頭売買有価証券の売買の受託等をした場合</p> |
| | <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 注文の売り又は買いの別 三 注文に係る価格及び数量</p> |
| <p>該事由が消滅した後速やかに報告すること。</p> | <p>一 受託等に基づきなした注文(その所属する協会の営業日の午前八時から午前十一時及び午後零時五分から午後三時までの間になしたものに限り。)について、直ちに報告すること。</p> <p>二 電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに報告すべき事項が著しく急激に増加したところその他やむを得ない事由がある場合においては、当</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>四 自己の計算において行う取扱い有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合</p> |
| | <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 売買成立価格及び数量 三 売買成立日時</p> |
| <p>該事由が消滅した後速やかに報告すること。</p> | <p>一 売買成立日の午後五時までに報告すること。ただし、その所属する協会が売買成立の日の次の月曜日までに報告すれば足りるものとして認められた銘柄にあつては、売買成立の日の次の月曜日（当日が当該協会の営業日でないときは、その翌営業日。）に報告すれば足りる。</p> <p>二 電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに報告す</p> |

| | |
|--|--|
| <p>五 自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合（同時に多数の者に対し、取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合に限る。）</p> | |
| <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 申込みに係る売り又は買いの別 三 申込みに係る価格及び数量</p> | |
| <p>一 当該申込みをした日の午後五時までにその所属する協会に直近のものを報告すること。ただし、その所属する協会が申込みをした日の次の月曜日までに報告すれば足りるものとして認められた銘柄にあつては、申込みをした日の次の月曜日（当日が当該</p> | <p>べき事項が著しく急激に増加したとその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに報告すること。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>六 取扱有価証券の売買の受託等をした場合</p> | |
| <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 注文の売り又は買いの別 三 注文に係る価格及び数量</p> | |
| <p>一 当該受託等をした日の午後五時までにその所属する協会に直近のものを報告すること。ただし、その所属</p> | <p>協会の営業日でないときは、その翌営業日。）までに直近のものを報告すれば足りる。</p> <p>二 電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに報告すべき事項が著しく急激に増加したとその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに報告すること。</p> |

する協会が受託等
をした日の次の月
曜日までに報告す
れば足りるものと
して認められた銘柄に
あつては、受託等
をした日の次の月
曜日（当日が当該
協会の営業日でな
いときは、その翌
営業日。）までに
直近のものを報告
すれば足りる。

二 電子情報処理組
織の異常及び保守
点検並びに報告す
べき事項が著しく
急激に増加したこ
とその他やむを得
ない事由がある場
合においては、当
該事由が消滅した
後速やかに報告す

| | |
|-------------|--|
| | <p>七 自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合</p> |
| | <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 売買成立価格及び数量 三 売買成立日時 四 当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有価証券市場及びその基準価格</p> |
| <p>ること。</p> | <p>一 当該売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理が電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者としてなされた場合、売買成立後五分以内に報告すること。</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合であつては、次に掲げる区分により、報告すること。</p> <p>イ その所属する協会の営業日の午前八時十分から午後五時の間に成立した売買</p> |

については、売買成立後五分以内に報告すること。

ロ その所属する協会の営業日の午前八時十分以前に成立した売買については、午前九時までに報告すること。

ハ その所属する協会の営業日の午後五時以降及びその協会の休業日に売買が成立した場合には、翌営業日の午前八時三十分までに報告すること。

三 電子情報処理組織の異常及び保守

| | |
|--|---|
| | 八 同時に多数の 者に対し、取引 所有価証券市場 外での上場株券 等の売付け又は 買付けの申込み をした場合 |
| | 一 有価証券の種類 及び銘柄 二 申込みに係る売 り又は買いの別 三 申込みに係る価 格（買いに係る申 込みにあつては、 当該銘柄中最高 いものとし、売り に係る申込みにあ つては、当該銘柄 中最も安いものと する。）及び数量 |
| 点検並びに報告す べき事項が著しく 急激に増加したこ とその他やむを得 ない事由がある場 合においては、当 該事由が消滅した 後速やかに報告す ること。 | 一 申込み後五分以 内に報告すること 二 電子情報処理組 織の異常及び保守 点検並びに報告す べき事項が著しく 急激に増加したこ とその他やむを得 ない事由がある場 合においては、当 該事由が消滅した 後速やかに報告す |

| | | |
|--|--|------|
| | | る」と。 |
|--|--|------|

別表二（第五条関係）

| | | |
|--|--|--|
| 通知又は公表すべき場合 | 通知及び公表事項 | 注意事項 |
| その開設する店頭 売買有価証券市場 において協会員が 自己の計算におい て店頭売買有価証 券の売付け若しく は買付けの申込み をし又は店頭売買 有価証券の売買の 受託等に基づく注 文をした場合 | 一 有価証券の種類 及び銘柄 二 協会員がなした 申込み又は注文に 係る売り又は買い の別 三 協会員がなした 申込み及び注文に 係る価格及び当該 価格ごとの売り又 は買い別の数量 | 一 協会員からの報 告後直ちに協会員 に通知すること。 二 電子情報処理組 織の異常及び保守 点検並びに通知す べき事項が著しく 急激に増加したこ とその他やむを得 ない事由がある場 合においては、当 該事由が消滅した 後速やかに通知す ること。 |

別表一（第五条関係）

| | | | |
|--|-----------|----------|------|
| | 通知及び公表の区分 | 通知及び公表事項 | 注意事項 |
| | (新設) | (新設) | (新設) |

| | |
|--|---|
| <p>毎日</p> | <p>その開設する店頭 売買有価証券市場 において売買が成 立した場合</p> |
| <p>一 総取引高 二 株券は、銘柄別 に、売買成立価格 (最高価格、最低 価格及び最終価格)及び数量 三 出資証券、新株 引受権証書、新株</p> | <p>一 有価証券の種類 及び銘柄 二 売買成立価格及 び数量 三 売買成立日時</p> |
| <p>一 総取引高は、有 価証券の種類ごと に区分し、小計を 付した上合計する こと。 二 有価証券の種類 ごとに区分するこ と。</p> | <p>一 協会員からの報 告後直ちに協会員 に通知すること。 二 電子情報処理組 織の異常及び保守 点検並びに通知す べき事項が著しく 急激に増加したこ とその他やむを得 ない事由がある場 合においては、当 該事由が消滅した 後速やかに通知す ること。</p> |
| <p>毎日</p> | <p>売買の成立の後、 速やかに</p> |
| <p>一 総取引高 二 株券は、銘柄別 に、売買成立価格 (最高価格、最低 価格及び最終価格)及び数量 三 出資証券、新株 引受権証書、新株</p> | <p>売買成立日時、有価 証券の種類、銘柄、 売買成立価格及び数 量</p> |
| <p>一 総取引高は、有 価証券の種類ごと に区分し、小計を 付した上合計する こと。 二 有価証券の種類 ごとに区分するこ と。</p> | <p></p> |

| | |
|--|--|
| | |
| <p>予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格）及び数量</p> | <p>予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格）及び数量</p> |
| <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表すること足りる。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を通知及び公表するほか、午前十一時まで及び午前十一時から午後三時まで</p> | <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表すること足りる。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を通知及び公表するほか、午前十一時まで及び午前十一時から午後三時まで</p> |
| | |
| <p>予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格）及び数量</p> | <p>予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄別に、額面金額、売買成立価格（最高価格、最低価格）及び数量</p> |
| <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表すること足りる。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を通知及び公表すること。</p> | <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表すること足りる。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を通知及び公表すること。</p> |
| | |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>通知又は公表すべき場合</p> | | |
| <p>通知及び公表事項</p> | | |
| <p>注意事項</p> | | <p>の間に成立した最高、最低及び最終価格を直ちに通知及び公表すること。ただし、電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに通知及び公表すべき事項が著しく急激に増加したとその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに通知及び公表すること。</p> |

別表三（第五条関係）

（新設）

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|--|--|
| <p>協会員が自己の計算において取扱有価証券の売付け若しくは買付けの申込みをし又は取扱有価証券の売買の受託等に基づく注文をした場合</p> | <p>取扱有価証券の売買が成立した場合</p> |
| <p>一 有価証券の種類及び銘柄 二 申込みに係る売り又は買いの別 三 申込みに係る価格 四 協会員が申込みに係る価格を提示した日</p> | <p>一 当該取扱有価証券の種類及び銘柄 二 当該日における売買価格（最高価格、最低価格及び最終価格）</p> |
| <p>協会員からの報告を受けた日の当日中に公表すること。ただし、当該協会がその協会員に対し、申込みをした日の次の月曜日までに報告すれば足りるものとして認められた銘柄にあつては、申込みをした日の次の月曜日（当日が当該協会の営業日でないときは、その翌営業日。）までに公表すれば足りる。</p> | <p>協会員から報告を受けた日の当日中に公表すること。ただし、当該協会がその協会員に対し、売買成立の日の次の月曜</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | |
| | | |
| | | 日までに報告すれば 足りるものとして認 めた銘柄にあつては 、売買成立の日の次 の月曜日（当日が当 該協会の営業日でな いときは、その翌営 業日。）までに公表 すれば足りる。 |

別表四（第五条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 通知又は公表す べき場合 | 通知及び公表事項 | 注意事項 |
| 協会員が同時に 多数の者に対し、 取引所有価証券市 場外で自己の計算 において上場株券 等の売付け若しく は買付けの申込み | 一 有価証券の種類 及び銘柄 二 申込みに係る売 り又は買いの別 三 申込みに係る価 格及び数量 四 申込みの時刻 | 一 協会員からの報 告を受けた後、直 ちに協会員に通知 し、公表すること 。 二 電子情報処理組 織の異常及び保守 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

別表二（第五条関係）

| | | | |
|--|---------------|----------|------|
| | 通知及び公表の 区分 | 通知及び公表事項 | 注意事項 |
| | (新設) | | |
| | (新設) | | |
| | (新設) | | |

| | |
|---|---|
| <p>自己の計算において行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合</p> | <p>をし又は取引所有価証券市場外で上場株券等の売買の受託等に基づく注文をした場合</p> |
| <p>、売買成立価格及び数量</p> | <p>点検並びに通知及び公表すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに通知及び公表すること</p> |
| <p>一 当該売買が電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者としてなされた場合には、速やかに協会員に通知し、公表すること。 二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、速やかに</p> | <p>一 当該売買が電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者としてなされた場合には、速やかに協会員に通知し、公表すること。 二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、速やかに</p> |
| <p>速やかに</p> | <p>、売買成立価格及び数量</p> |
| <p>、売買成立価格及び数量</p> | <p>、売買成立日時、有価証券の種類、銘柄</p> |
| <p></p> | <p></p> |
| <p></p> | <p></p> |

| | |
|---|--|
| <p>毎日</p> | |
| <p>一 総取引高 二 株券は、銘柄別に、数量 三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄</p> | |
| <p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> | <p>三 電子情報処理組織の異常及び保守点検並びに通知又は公表すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに通知又は公表すること。</p> |
| <p>毎日</p> | |
| <p>一 総取引高 二 株券は、銘柄別に、数量 三 出資証券、新株引受権証券、新株予約権証券（以下「出資証券等」という。）は、銘柄</p> | |
| <p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。 二 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> | |

| | | | | | |
|------------|------------|-------|-------------------|--|---|
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | 報告の区分 | <p>別表五(第六条関係)</p> | <p>別に、額面金額及び数量</p> <p>四 新株予約権付社債券は、銘柄別に発行価格及び数量</p> | |
| | | 報告事項 | | | <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。</p> |
| | | 注意事項 | | | <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表すること足りる。</p> |

| | | | | | |
|------------|------------|-------|-------------------|--|---|
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | 報告の区分 | <p>別表三(第六条関係)</p> | <p>別に、額面金額及び数量</p> <p>四 新株予約権付社債券は、銘柄別に発行価格及び数量</p> | |
| | | 報告事項 | | | <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表すること足りる。</p> |
| | | 注意事項 | | | <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表すること足りる。</p> |

別表六（第六条関係）

| 報告の区分 | 報告事項 | 注意事項 |
|-------|--|---|
| 毎日 | <p>一 総取引高</p> <p>二 株券は、銘柄別に、売買成立価格（最高価格、最低価格及び最終価格）及び数量</p> <p>三 出資証券等は、銘柄別に、額面金額及び数量</p> <p>四 新株予約権付社債券は、銘柄別に、発行価格及び数量</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する優先</p> | <p>一 総取引高は、有価証券の種類ごとに区分し、小計を付した上合計すること。</p> <p>二 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> <p>三 出資証券等の額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき報告することです。</p> <p>四 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回報告す</p> |

（新設）

| | |
|---|--|
| 毎月 | |
| 協会員別の売り又は買いの別、数量及び金額 | <p>出資証券は、銘柄別に額面金額及び数量</p> <p>六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券は、銘柄別に額面金額及び数量</p> |
| <p>一 有価証券の種類ごとに区分すること。</p> <p>二 売買日数、一日平均取引高（総取引高を売買日数で除したものをいう。）を記載した書類を添付すること</p> | <p>五 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券の額面金額は、毎月一回報告することであり。</p> <p>六 最高価格、最低価格及び最終価格は、その日に成立した最高、最低及び最終の価格を報告すること。</p> |

| |
|---|
| |
| |
| ° |

別表七(第六条関係)

| | | |
|-----|-----|-------|
| (略) | (略) | 報告の区分 |
| (略) | (略) | 報告事項 |
| (略) | (略) | 注意事項 |

| |
|--|
| |
| |
| |

別表四(第六条関係)

| | | |
|-----|-----|-------|
| (略) | (略) | 報告の区分 |
| (略) | (略) | 報告事項 |
| (略) | (略) | 注意事項 |

○ 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法） 第八条の二 法第二条第八項第七号ホに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一～二 （略）</p> | <p>（私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法） 第八条の二 法第二条第八項第七号ニに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一～二 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。</p> <p>一 次のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>イ 当該特定有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行者が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）</p> <p>ロ 当該特定有価証券が法第二十八条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）</p> | <p>（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。</p> <p>一 次のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>イ 当該特定有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行者が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）</p> <p>ロ 当該特定有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）</p> |

ハ イ又はロに掲げる場合のほか当該特定有価証券の発行された
国の法令において、当該特定有価証券の発行者が、当該法令の
定める期間ごとに継続してイ又はロに定める当該特定有価証券
の内容等の開示に関する書類に準じた書類を開示すべきことと
なっている場合

二〇三 (略)

三〇八 (略)

ハ イ又はロに掲げる場合のほか当該特定有価証券の発行された
国の法令において、当該特定有価証券の発行者が、当該法令の
定める期間ごとに継続してイ又はロに定める当該特定有価証券
の内容等の開示に関する書類に準じた書類を開示すべきことと
なっている場合

二〇三 (略)

三〇八 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第二十七条 削除</p> <p>（説明書の交付を必要とする取引）</p> <p>第二十九条 法第四十条第一項第五号に規定する内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引は、法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券の売買その他の取引とする。</p> | <p>（法第三十七条に規定する上場株券等）</p> <p>第二十七条 法第三十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 株券 二 新株予約権付社債券 三 削除 四 新株予約権証券 五 新株引受権証券 六 出資証券 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券 八 投資信託の受益証券 九 投資証券 <p>（説明書の交付を必要とする取引）</p> <p>第二十九条 法第四十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引は、上場株券等（法第三十七条に規定する上場株券等をいう。）の取引所有価証券市場外での売買その他の取引並びに法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価</p> |

第三十一条の三 令第十六条の二の三において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第二十九条の四に規定する事項とする。

(過半数の議決権の保有に関し届出を行う会社)

第四十五条 (略)

- 一 外国の持株会社(銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)、信託会社若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社(外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。))の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。
- 二 (略)

2 (略)

(法第七十九条の二第七号に規定する上場株券等)

第五十九条の二 法第七十九条の二第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株券
- 二 新株予約権付社債券
- 三 新株予約権証券

証券の売買その他の取引とする。

第三十一条の三 令第十六条の二の二において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第二十九条の四に規定する事項とする。

(過半数の議決権の保有に関し届出を行う会社)

第四十五条 (略)

- 一 外国の持株会社(銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。)、信託会社若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社(外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。))の過半数の議決権を保有する会社をいう。次項において同じ。
- 二 (略)

2 (略)

(新設)

- | | |
|---|--------------------------------|
| 四 | 新株引受権証書 |
| 五 | 出資証券 |
| 六 | 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券 |
| 七 | 投資信託の受益証券 |
| 八 | 投資証券 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（説明書の交付を必要とする取引）</p> <p>第十六条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条第一項第五号に規定する内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引は、法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券の私募の取扱い（登録金融機関が取り扱えるものに限る。）とする。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券に該当する同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し</p> | <p>（説明書の交付を必要とする取引）</p> <p>第十六条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引は、法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券の私募の取扱い（登録金融機関が取り扱えるものに限る。）とする。</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和</p> |

、若しくは安定させることとなることを知りながら、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為（令十七条の六の二の規定により読み替えて準用する令第十五条の七の委託等（同号に規定する委託等をいう。以下同じ。）を受ける行為を除く。）

四〇四の二（略）

四の三 法第六十五条第二項の取引につき、顧客に対して有価証券の発行者（有価証券オプション取引にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者）の法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。）を提供して勧誘する行為

五 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券の買付け、当該有価証券の売買に係るオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得若しくは付与又はその委託等を一定期間継続して一斉か

四十年大蔵省令第六十号）第四条第三号に規定する有価証券の売買取引をいい、有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号及び第二十七条第九号において同じ。）若しくは一連の有価証券の売買取引の委託等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下同じ。）をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以下同じ。）をする行為

四〇四の二（略）

四の三 法第六十五条第二項の取引につき、顧客に対して有価証券の発行者（有価証券オプション取引にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者）の法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。）を提供して勧誘する行為

五 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券の買付け、当該有価証券の売買に係るオプションの取得若しくは付与又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為（証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者に勧誘させる行為を含む。以下この項において同じ。）

つ過度に勧誘する行為（証券仲介業務の委託を行う証券仲介業者に勧誘させる行為を含む。以下この項において同じ。）

六〇十（略）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一〇六（略）

七 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第二十一条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない

六〇十（略）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一〇六（略）

七 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第二十一条第二号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

状況

八 (略)

九 第二十一条第三号に掲げる行為を防止するための売買管理が十分でないとして認められる状況

十 十六 (略)

(最良執行方針等の公表方法等)

第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、登録金融機関の本店等において最良執行方針等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下同じ。）を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 登録金融機関が、その営業所、事務所その他の場所（その本店等を除く。以下この号において「営業所等」という。）において有価証券取引（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十条の四の規定により読み替えて適用する法第四十三条の二第一項に規定する有価証券取引をいう。以下この条において同じ。）に関する顧客の注文（以下この項において「顧客の注文」という。）を受けるときは、顧客の注文を受ける営業所等ごとに、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧

八 (略)

九 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないとして認められる状況

十 十六 (略)

(新設)

覧に供する方法

- 二 登録金融機関が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号において「自動送信」という。）により顧客の注文を受ける場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 最良執行方針等を自動送信する方法
- 2 登録金融機関は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第四項の規定により交付する書面には、最良執行方針等を記載しなければならない。
- 3 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める期間は、三月間とする。
- 4 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第五項に規定する最良執行方針等に従って執行された旨を説明した書面（以下この条において「最良執行説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 注文に係る有価証券取引の銘柄、数量、売り又は買いの別
 - 二 受注日時
 - 三 約定日時及び執行した有価証券市場その他執行の方法
- 5 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第五項の規定により最良執行説明書を交付しようとする登録金融機関は、顧客から求められた日より二十日以内に当該顧客に交付しなければならない。

第二十九条の三 令第十七条の七において準用する令第十六条の二の三において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第十六条の三に規定する事項とする。

第二十九条の三 令第十七条の七において準用する令第十六条の二の二において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第十六条の三に規定する事項とする。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させることとなることを知りながら、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引の媒介をする行為（令第十五条の七に規定する行為を媒介する行為を除く。）</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>七 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定の銘柄の有価証券、有価証券指数（有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものを含む。）又はオプション（オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。以下同じ。）について、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）の媒介をする行為</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>七 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け（オプションにあつては、取得又は付与）の媒介の申込みを一定期間継続して一斉にかつ過</p> |

引に係るものを含む。以下この条において同じ。)の買付け(オ
プシオンにあつては、取得又は付与)の媒介の申込みを一定期間
継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為

八〇十七 (略)

二〇十 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号
に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律に規
定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(証券会社に關
する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号。以下「証
券会社府令」という。)第二十一条第二号イからハまでに掲げる
もの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券
又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に
上場されているもの及び法第二十八条第七号ハに規定する店頭
売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。
)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信
託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券
等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得
又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ
)を勧誘するに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する

度に勧誘する行為

八〇十七 (略)

二〇十 (略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十五条 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号
に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律に規
定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(証券会社に關
する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号。以下「証
券会社府令」という。)第二十一条第二号イからハまでに掲げる
もの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券
又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に
上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証
券に該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え
(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一
部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け
若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け
若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘
するに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投

適格機関投資家を除く。) に対して、当該乗換えに関する重要な
事項について説明を行っていない状況

七〇九 (略)

資家を除く。) に対して、当該乗換えに関する重要な事項につい
て説明を行っていない状況

七〇九 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(業務の規制) 第二十四条 (略) 257 (略) (削る)</p> <p>8 証券会社府令第二十八条及び第二十九条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条第一項に規定する書面の交付について準用する。この場合において、証券会社府令第二十八条第一項第十三号中「令第一条の九第四号」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九第四号」と、証券会社府令第二十九条中「法第七十九条の二第七号」とあるのは「証券取引法第七十九条の二第七号」と、「法第二条第一項第十号の二」とあるのは「証券取引法第二条第一項第十号の二」と読み替えるものとする。</p> <p>9 証券会社府令第二十九条の二の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条第二項（法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二において準用する場合を含む。）に規定する情報通信の技術を利用する方法について準用する。この場合において、証券会社府令第二十九条の二第二項第四号中「令</p> | <p>(業務の規制) 第二十四条 (略) 257 (略)</p> <p>8 証券会社府令第二十七条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十七条に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。</p> <p>9 証券会社府令第二十八条及び第二十九条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条第一項に規定する書面の交付について準用する。この場合において、証券会社府令第二十八条第一項第十三号中「令第一条の九第四号」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九第四号」と、証券会社府令第二十九条中「法第三十七条」とあるのは「証券取引法第三十七条」と、「法第二条第一項第十号の二」とあるのは「証券取引法第二条第一項第十号の二」と読み替えるものとする。</p> <p>10 証券会社府令第二十九条の二の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条第二項に規定する情報通信の技術を利用する方法について準用する。この場合において、証券会社府令第二十九条の二第二項第四号中「令第十五条の五」とあるのは、「証券取引法施行令第十五条の五」と読み替えるものとする。</p> |

第十五条の五」とあるのは、「証券取引法施行令第十五条の五」と読み替えるものとする。

10) 13 (略)

14) 証券会社府令第三十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項に規定する書面による同意について準用する。この場合において、証券会社府令第三十一条第一項中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項」と、同条第二項中「証券会社の分別保管に関する内閣府令第四条第六項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十六条第二項において準用する証券会社の分別保管に関する内閣府令第四条第六項」と、同項第三号中「第二十九条の二第一項第一号ニ」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第九項において準用する第二十九条の二第一項第一号ニ」と読み替えるものとする。

15) (略)

16) 証券会社府令第三十一条の三の規定は、令第十四条の二において準用する証券取引法施行令第十六条の二の三において準用する同令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、証券会社府令第三十一条の三中「第二十九条の四」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四」と読み替えるものとする。

17) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第

11) 14 (略)

15) 証券会社府令第三十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項に規定する書面による同意について準用する。この場合において、証券会社府令第三十一条第一項中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項」と、同条第二項中「証券会社の分別保管に関する内閣府令第四条第六項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十六条第二項において準用する証券会社の分別保管に関する内閣府令第四条第六項」と、同項第二号中「第二十九条の二第一項第一号ニ」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十項において準用する第二十九条の二第一項第一号ニ」と読み替えるものとする。

16) (略)

17) 証券会社府令第三十一条の三の規定は、令第十四条の二において準用する証券取引法施行令第十六条の二の二において準用する同令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、証券会社府令第三十一条の三中「第二十九条の四」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四」と読み替えるものとする。

18) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第

六十号。以下「行為規制等府令」という。）第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一項第一号中「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号」と、同号イ中「法第五十四条第一項第四号」とあるのは「証券取引法第五十四条第一項第四号」と、同項第六号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第五項中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）」と、行為規制等府令第五条中「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「この条から第八条まで」とあるのは「この条、外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十三項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第六条及び

六十号。以下「行為規制等府令」という。）第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一項第一号中「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号」と、同号イ中「法第五十四条第一項第四号」とあるのは「証券取引法第五十四条第一項第四号」と、同項第六号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第五項中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）」と、行為規制等府令第五条中「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「この条から第八条まで」とあるのは「この条、外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第六条及び

外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十五項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、同条第二号イ中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十三項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

18) 19) (略)

20) 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号中「法第四十二条第一項第十号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号」と、「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、同条第

外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、同条第二号イ中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

19) 20) (略)

21) 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号中「法第四十二条第一項第九号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号」と、「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第三号中「法第一百五十九条第一項」とあるのは「証券取引法第一百五十九条第一項」と、「第十号第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十号第十号」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「外国証券業者に関

五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第六号中「令第二十条第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十条第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条第一項第二号」とあるのは「証券取引法第四条第一項第二号」と、「法第二条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二条第八項第七号ハ」と、「令第二十四条第一項」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項」と、「令第七条第五項第十号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第十号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第四百九十九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九十九条第一項」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七條第一項」とあるのは「証券取引法第六十七條第一項」と、同条第九号中「法第六十三條第一項」とあるのは「証券取引法第六十三條第一項」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「法第二十七條の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二十二の二第一項」

する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号」と、同条第五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第六号中「令第二十条第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十条第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条第一項第二号」とあるのは「証券取引法第四条第一項第二号」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「令第二十四条第一項」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項」と、「令第七条第五項第十号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第十号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第四百九十九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九十九条第一項」と、「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七條第一項」とあるのは「証券取引法第六十七條第一項」と、同条第九号中「法第六十三條第一項」とあるのは「証券取引法第六十三條第一項」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「法第二十七條の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二十二の二第一項」

と、「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と、同条第十一号中「法第二條第十一項」とあるのは「証券取引法第二條第十一項」と、「第十二條第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五條第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二條第一項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、同条第十四号の二中「法第四十二條第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二條第一項第七号」と、同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎを除く。」と読み替えるものとする。

21] 行為規制等府令第四條第一号、第二号、第八号、第九号、第十二号及び第十四号の規定は、法第十四條第二項において準用する証券取引法第四十二條第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四條第一号中「法第四十二條第一項第十号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條において準用する証券取引法第四十二條第一項第十号」と、「法第二條第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二條第八項第三号の二」と、同条第八号中「法第六十六條第一項」とあるのは「証券

と、「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第二十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と、同条第十一号中「法第二條第十一項」とあるのは「証券取引法第二條第十一項」と、「第十二條第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五條第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二條第一項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二條第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、同条第十四号の二中「法第四十二條第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二條第一項第七号」と、同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。第十条第一号において同じ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎを除く。」と読み替えるものとする。

22] 行為規制等府令第四條第一号、第二号、第八号、第九号、第十二号及び第十四号の規定は、法第十四條第二項において準用する証券取引法第四十二條第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四條第一号中「法第四十二條第一項第九号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條において準用する証券取引法第四十二條第一項第九号」と、「法第二條第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二條第八項第三号の二」と、同条第八号中「法第六十六條第一項」とあるのは「証券

取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項」と、「第十条」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項」と、「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

22) 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、同条第五号中「役員」とあるのは「役員、国内における代表者」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五条」とあるのは「外国証券業者に関

取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項」と、「第十条」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第一項」と、「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

23) 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号中「法第五十九条第一項」とあるのは「証券取引法第五十九条第一項」と、「第十条第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十号」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号」と、同条第五号中「役員」とあるのは「役員、国内における代表者」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準

する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第二項」と、「第十條」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十條」と読み替えるものとする。

23] 行為規制等府令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定は、外国証券会社の支店の役員に係る事故等の財務局長又は福岡財務支局長への報告について、それぞれ準用する。この場合において、行為規制等府令第六条第一項中「法第七十九条の十六の二第二項」とあるのは「証券取引法第七十九条の十六の二第二項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五

用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二十二の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二十二の二第二項」と、「第十條」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十條」と読み替えるものとする。

24] 行為規制等府令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定は、外国証券会社の支店の役員に係る事故等の財務局長又は福岡財務支局長への報告について、それぞれ準用する。この場合において、行為規制等府令第六条第一項中「法第七十九条の十六の二第二項」とあるのは「証券取引法第七十九条の十六の二第二項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五

条」と、「証券会社に関する内閣府令（平成十年^{総理府令第三十二号}大蔵省）第六十条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十九条において準用する証券会社に関する内閣府令（平成十年^{総理府令第三十二号}大蔵省）第六十条第一項」と、同条第二項中「本店又はその他の営業所」とあるのは「支店」と、「第八条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十三項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と読み替えるものとする。

24) 25) (略)

26) 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第二条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二条第八項第七号ハ」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者）」

条」と、「証券会社に関する内閣府令（平成十年^{総理府令第三十二号}大蔵省）第六十条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十九条において準用する証券会社に関する内閣府令（平成十年^{総理府令第三十二号}大蔵省）第六十条第一項」と、同条第二項中「本店又はその他の営業所」とあるのは「支店」と、「第八条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と読み替えるものとする。

25) 26) (略)

27) 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」

をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第二十一条に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。）」と、同条第十三号中「第五条」とあるのは「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第十五号中「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

27| 行為規制府令第十条の二第二項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法について準用する。この場合において、行為規制府令第十条の二第二項中「本店又は主たる事務所」とあるのは「主たる支店（法第三条第一項に規定する主たる支店をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「その営業所、事務所その他の場所（その本店又は主たる事務所を除く。以下この号において「営業所等」という。）」とあるのは「その支店その他の場所（主たる支店を除く。以下この号において「支店等」という。）」と、「営業所等」とあるのは「支店等」と読み替えるものとする。

28| 行為規制府令第十条の二第二項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第四項に規定する内閣府令で定める方法について、行為規制府令第十条の二第三項の規定は、

「と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第二十一条に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。）」と、同条第十三号中「第五条」とあるのは「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第十五号中「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「第十二条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める期間について、行為規制府令第十条の二第四項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める方法であつて最良執行方針等を説明する方法について、行為規制府令第十条の二第五項の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める方法であつて最良執行方針等に従つて執行された旨を説明した書面を交付する方法について、それぞれ準用する。

29
30 (略)

(顧客資産の分別保管)

第二十六条 (略)

2 分別保管府令第三条及び第四条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券若しくは顧客分別金の算定について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「法第一百五十六条の二十四第一項」とあるのは「証券取引法第一百五十六条の二十四第一項」と、同条第二号中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項」と、分別保管府令第四条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第二項中「法第四十七条」とあるのは「外国証券

28
29 (略)

(顧客資産の分別保管)

第二十六条 (略)

2 分別保管府令第三条及び第四条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券若しくは顧客分別金の算定について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「法第一百五十六条の二十四第一項」とあるのは「証券取引法第一百五十六条の二十四第一項」と、同条第二号中「法第四十七条の二第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二第一項」と、分別保管府令第四条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第二項中「法第四十七条」とあるのは「外国証券

業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七條」と、同条第五項中「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第三十條第二項第二号ロ又はハ」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第十一項において準用する証券会社に関する内閣府令第三十條第二項第二号ロ又はハ」と、同条第六項中「法第六十一條の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十一條の二第二項」と読み替えるものとする。

3
3
4
(略)

(届出事項)

第四十一條 法第二十二條第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

一 八 (略)

九 役員又は自己を所属証券会社等（証券取引法第六十六條の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為（次号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第二十四條第十一項において準用する行為規制等府令第五條第一号から第四号までに掲げる行為で過失による場合は除く。）

2
十 十六 (略)

業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七條」と、同条第五項中「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第三十條第二項第二号ロ又はハ」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第十二項において準用する証券会社に関する内閣府令第三十條第二項第二号ロ又はハ」と、同条第六項中「法第六十一條の二第二項」とあるのは「証券取引法第六十一條の二第二項」と読み替えるものとする。

3
3
4
(略)

(届出事項)

第四十一條 法第二十二條第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

一 八 (略)

九 役員又は自己を所属証券会社等（証券取引法第六十六條の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為（次号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第二十四條第十二項において準用する行為規制等府令第五條第一号から第四号までに掲げる行為で過失による場合は除く。）

2
十 十六 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等）</p> <p>第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（直接募集に係る禁止行為）</p> <p>第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> | <p>（令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等）</p> <p>第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 店頭売買有価証券（証券取引法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二〇四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（直接募集に係る禁止行為）</p> <p>第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> |

一・二 (略)

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第四百四十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

(投資証券の募集等に係る禁止行為)

第四百四十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

○ 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十四号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(評価の特例)</p> <p>第五条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前三条の規定にかかわらず、時価を付さなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(評価の特例)</p> <p>第五条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前三条の規定にかかわらず、時価を付さなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 店頭売買有価証券（証券取引法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。）</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

○ 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

| | |
|--|--|
| 改正案 | 現行 |
| <p>(禁止行為)</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 (略)</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 (略)</p> |

○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(禁止行為)</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 (略)</p> | <p>(禁止行為)</p> <p>第五条 証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 (略)</p> |